

# 広島市地域包括支援センター設置運営業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

## 1 業務名

広島市地域包括支援センター設置運営業務

## 2 業務内容

別紙1「広島市地域包括支援センター設置運営業務委託基本仕様書」のとおり

※ 介護保険法の改正等を踏まえ、業務内容が変更となる場合がある。

## 3 業務場所

幟町圏域（幟町中学校区（※））を基本とする。

※ 基町小学校区及び東区二葉の里一丁目～三丁目、上大須賀町及び南区大須賀町、松原町（9、10番）、京橋町、稻荷町（1、2番）を除く。

## 4 委託期間等

### (1) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 本市及び受託者が継続して契約する意向がある場合は、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、令和13年度まで、毎年度、更新するものとする。

ただし、受託者が法令や要綱等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、また、市の是正指示に従わない場合などにおいては、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を更新しないことがある（この場合、受託者の損害に対しては、本市は賠償しない。また、契約の解除又は非更新に伴う本市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）。

### (2) 令和14年度以降の取扱い

令和14年度以降については、令和13年度に改めて公募を行い、委託先法人を選定する予定である。

## 5 募集圏域等

### (1) 募集圏域

前記3の幟町圏域を募集圏域とし、1法人を選定する。

### (2) 配置職員数及び職種について

以下のとおり職員を常勤専従（⑤を除く。）で配置する。

① ア 保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師…1名

イ 社会福祉士…1名

ウ 主任介護支援専門員…1名

※ ①の職員のうち1名を現場責任者（地域包括支援センター長）として選任する。

② 高齢者地域支え合い業務を担当する職員（地域支え合いコーディネーター）

… ①アからウのいずれか1名（①に加えて配置）

③ 介護支援専門員…1名

- ④ 地域介護予防拠点整備促進業務を担当する職員（保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は保健師等に代えて主任介護支援専門員又は社会福祉士とすることができる。）… 1名
- ⑤ 介護予防支援業務に従事する職員（目安）… 1.4人役（常勤換算）

※ このほか、受託者の判断で専門職種でない事務職員を配置することも可能である。

## 6 設置場所等

### (1) 設置場所について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事務所については、受託者が、センターの担当圏域内において、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性が良く、分かりやすく、訪問しやすい場所に設置する。また、バリアフリーに十分配慮した場所や設備とする。

### (2) 事務所について

センターの事務所には、事務室及び相談室等を配置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

### (3) 保管庫等について

センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、保管庫等は分離する。

### (4) 専用電話等について

専用の電話、FAX、パソコン（専用のメールアドレスを取得すること。）を設置する。設置等に要する経費は受託者の負担とする。また、本市が所有する業務支援システムの接続を行うため、光回線が使用できる環境にあることが必要となる。なお、システム設置及び設置後の光回線の接続・使用に必要な費用については、本市が負担する。

### (5) 広報活動

センターについて、チラシ、広報紙及びホームページなどの多様な媒体で広報活動を行う。

### (6) その他

事務所や設備類に係る契約及びそれに関連する事故等については、受託者が一切の責任を負うものとする。また、センターの設置に要する経費については、受託者の負担とする。

なお、賃借した物件にセンターを設置する場合、設置予定物件に関する賃貸借契約が成立していなくても応募は可能であるが、事業実施が決定した後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結しなければならない（企画提案書の位置図及び平面図等には設置予定物件に関する情報を記載すること。）。

## 7 開設時間等

### (1) 開設時間

原則として、年末年始（12月29日から1月3日まで）、祝日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする（高齢者の家族等、相談者の利便性への配慮から、受託者の判断により、上記の時間等を超えて開設することも可能である。）。

- (2) 休日・夜間等の対応について  
センターを開設していない時間帯についても、電話の転送や取り次ぎ等により緊急時の対応が可能な体制を確保しなければならない。
- (3) 再委託の禁止  
業務の全部又は一部を第三者に委託して実施することはできない（ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。）。

## 8 事業費

本業務に係る費用は下記のとおりとし、毎月の概算払により支払うもので、余剰金が生じた場合は返還するものとする。

(1) 包括的支援業務等に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和9年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和8年度基準での委託料の概算（基本額）

25,010,000円

※1 委託料には、人件費（給与・手当・法定福利費等を含む。）、事務所の維持費（光熱水費・委託料等）、車両維持費、旅費、通信運搬費など事業の実施に係るものやセンターの設置運営（準備を含む。）に要する全ての費用が含まれる。

※2 センター事務所を賃借する場合は、1か月当たり15万円を上限として加算する。

※3 令和9年4月1日時点で前記5(2)①～④により配置する職員の本市センターにおける勤務年数の平均が5年以上の場合は、年額900,000円を加算する。ただし、令和9年4月～9月末までの間に勤務年数5年以上の職員が3人以上異動又は退職した場合、あるいは同期間中に配置職員に欠員が生じた場合は、当該加算額を減額する。

(2) 高齢者地域支え合い業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和9年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和8年度基準での委託料の概算

ア 見守り活動のコーディネート業務に伴う委託料

5,487,000円

イ 各地域団体が行う活動推進会議の開催経費

153,000円（1区域当たり）

(3) 地域介護予防拠点整備促進業務に係る委託料（12か月分）

初年度の委託料については、令和9年度予算案の広島市議会議決後に確定事項となる。

（参考）令和8年度基準での委託料の概算

5,771,000円

※ 介護予防ケアマネジメント業務に係る委託料の請求及び支払については、広島市介護予防ケアマネジメント実施要綱第21条及び第22条に定めるとおりとする。

※ 介護保険法第58条第1項、第115条の22に基づく事業による介護予防サービス計画費については、別途指定する方法により請求及び支払を行うこととする。

## 9 令和9年3月における引継業務

公募により選定された法人が、応募するセンターを新規に受託する法人の場合、現在のセンター受託事業者からの円滑な引継ぎを行うため、令和9年3月に（期間は3月1日から3月31日の1か月間を予定）、本市と引継ぎに関する委託契約を締結する。当該引継ぎに関する委託料は、人件費及び事務費を合計した金額として、311万円程度を予定している。このほか、事務所として物件を賃借する場合は、15万円を限度に家賃相当額を加算する予定である（いずれも令和8年4月

28日現在)。

このため、令和9年3月には、4月以降に配置を予定する職員(包括的支援業務等、高齢者地域支え合い業務及び地域介護予防拠点整備促進業務を担当する職員)が、必要に応じて、現センターの委託先法人からの引継ぎを受けることになるため、その体制を確保しなければならない。

#### 10 事業担当課(問合せ先及び各種書類の提出先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎2階)  
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 担当: 栃下  
TEL: 082-504-2648(直通)  
Eメール: hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

#### 11 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を円滑かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) センターを適切、公正、中立かつ効率的に設置・運営することができること。
- (2) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置実績を有する者(地域包括支援センターを現に設置している者を含む。)、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 介護保険法に基づく事業所指定を受け、広島市内で3年以上事業所を運営していること。
- (4) 介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (6) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年広島市要綱)に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 役員の中に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
  - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (12) 現在経営している事業の運営内容が適正で、かつ財務内容が良好であること。

## 12 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」)

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により配布する。

### (1) 交付期間

公示日から令和8年6月30日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 交付場所

前記10の事業担当課

## 13 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

### (1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

イ 広島市地域包括支援センター設置運營業務に係る公募型プロポーザル応募説明書の遵守に関する誓約書について(様式2)

ウ 法人の登記事項証明書、代表者・役員名簿(様式3)

エ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの)、印鑑証明書、使用印鑑届(様式4)

オ 法人が広島市内で提供している介護サービスの概要(様式5、様式5-1、様式5-2)

カ 財務書類

(内訳)

直近3事業年度における法人税申告書の写し(税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること。)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

※ 組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要

### (2) 提出方法

持参又は郵送

### (3) 提出期間

ア 持参

公示日から令和8年5月29日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和8年5月29日(金)までに必着のこと。

### (4) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和8年5月29日(金)午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面により通知する。

## 14 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

### (1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問については、Eメールにより前記10の事業担当課に提出すること。

※1 電話、口頭等では受け付けない。

※2 仕様書等に関する質問書（様式13）を使って、簡潔に記入する。

### (2) 提出期間

公示日から令和8年5月29日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、広島市ホームページに掲載する。また、前記10の事業担当課において、令和8年6月30日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供する。

## 15 企画提案書の作成と提出

### (1) 企画提案書の作成

提案は、以下の必要な書類を添付して行うこと。

ア 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書（様式6-1）

イ 地域包括支援センターの配置予定職員一覧表（様式6-2）

ウ 地域包括支援センター設置場所位置図（様式7）

エ 地域包括支援センター平面図（様式8）

オ 地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真（様式9）

カ 地域包括支援センター事務所内平面図（様式10）

キ 各種経歴書（様式11-1、様式11-2、様式11-3、様式11-4）

### (2) 提出書類

企画提案書は、12部ずつ（正本1部+副本11部）を提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送

### (4) 提出期間

ア 持参

公示日から令和8年6月30日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和8年6月30日（火）までに必着のこと。

### (5) 記載方法等

ア まとめ方

(ア) 綴じ方は、上記(1)に掲げる書類を順にまとめて、通し番号を付し、1部ずつ、紙又はプラスチック製ファイル等に綴じて提出すること。

(イ) 両面印刷可。用紙は再生紙可、文字、図等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 正本（1部）については、押印する。

(エ) 企画提案書の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特定できないよう

にすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

イ その他

- (ア) 本文で使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上（図表、注釈等を除く。）及び書き方は原則、A4縦長、横書きとすること。
- (イ) 本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。
- (ウ) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- (エ) 企画提案書は、様式6-1のうち表紙を除き12ページ程度（両面印刷した場合は6枚程度）とする。
- (オ) 企画提案書は、地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者特定基準（応募説明書別紙2：特に「評価の観点」など）、センターに関連する本市要綱及び本市地域包括支援センター運営協議会の資料などを確認の上、作成すること。  
※ 地域包括支援センター運営協議会の資料等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。  
（ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページ上の「市政」→「計画・審議会・協議会」→「審議会等」→「健康福祉局の審議会等」→「広島市地域包括支援センター運営協議会」）

(6) 留意事項

- ア 提案は、1法人につき1件とする。
- イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は、原則認めない。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出後に応募を辞退する場合には、速やかに地域包括ケア推進課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、以下の書類を地域包括ケア推進課へ持参又は郵送により提出すること。
  - ・ 応募辞退届（様式12）

## 16 審査方法

(1) 審査

広島市地域包括支援センター設置運營業務等プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案書を審査する。審査に当たっては、応募者による企画提案に関するプレゼンテーションを行うことを予定している（日時等は別途指定する。）。なお、プレゼンテーションは提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書等により、次の審査項目について別紙2「広島市地域包括支援センター設置運營業務受託候補者特定基準」で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

ア 評価項目（事業所運営計画）

- (ア) 事業所運営の基本方針
- (イ) 地域ネットワーク
- (ウ) 職員の資質
- (エ) 事業実施の方針
- (オ) 組織
- (カ) 事務所について
- (キ) 特筆すべき事項

イ 加点・減点項目

(3) 受託候補者の特定

- ア 審査委員会での審査及び評価の結果、最上位の企画提案書を提出した法人を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（合計点が評価項目の満点（114点）中の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。
- イ 最上位の得点者が2人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 受託予定法人の決定

審査委員会で特定した受託候補者及び審査結果全般について、広島市地域包括支援センター運営協議会で審議の上、受託予定法人として決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面により通知する。なお、受託予定法人となった者には、見積書等の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

審査結果の決定後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

## 17 契約の優先交渉権者の決定

受託予定法人と決定された法人は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託予定法人と契約を締結できないときは、次点の評価を得た法人を優先交渉権者とする。

## 18 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により、契約を締結する。

## 19 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
  - ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
  - イ プロポーザル参加者が、令和8年6月30日（火）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記11(6)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
  - ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
  - エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
  - オ 基本仕様書等に適合しない企画提案を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (6) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (7) 別紙1「広島市地域包括支援センター設置運營業務委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

## 20 スケジュール（予定）

令和8年	4月28日（火）	応募受付開始
	5月29日（金）	参加資格確認申請書等及び質問書提出締切
	6月30日（火）	企画提案書提出締切
	7月～8月	企画提案書の審査
	8月	受託候補者の特定
	同月	受託予定法人の決定、結果連絡・公表

## 21 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度プロポーザル・コンペ案件」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル応募説明書	
03 (別紙1) 広島市地域包括支援センター設置運營業務委託基本仕様書	
04 (別紙2) 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託候補者特定基準	
05 (様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	
06 (様式2) 広島市地域包括支援センター設置運營業務に係る公募型プロポーザル応募説明書の遵守に関する誓約書について	
07 (様式3) 法人の代表者・役員名簿	
08 (様式4) 使用印鑑届	
09 (様式5、様式5-1、様式5-2) 法人が広島市内で提供している介護サービスの概要	
10 (様式6-1) 広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書	
11 (様式6-2) 地域包括支援センターの配置予定職員一覧表	
12 (様式7) 地域包括支援センター設置場所位置図	
13 (様式8) 地域包括支援センター平面図	
14 (様式9) 地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真	
15 (様式10) 地域包括支援センター事務所内平面図	
16 (様式11-1、様式11-2、様式11-3、様式11-4) 各種経歴書	
17 (様式12) 応募辞退届	
18 (様式13) 仕様書等に関する質問書	
19 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項	

### 【関連する法令、要綱及び手引き等】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（4訂）（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）
- ・広島市地域包括支援センター設置運営要綱
- ・広島市地域包括支援センター調整・支援業務実施要領
- ・広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備事業実施要綱
- ・広島市生活支援体制整備市域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備区域協議体運営要領
- ・広島市生活支援体制整備地域支え合い協議体運営要領
- ・広島市介護予防活動等普及啓発事業実施要綱
- ・広島市地域介護予防拠点整備促進事業実施要綱
- ・広島市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱
- ・広島市認知症理解普及促進事業実施要綱
- ・広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業実施要領
- ・広島市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
- ・広島市地域包括支援センターの評価基準
- ・広島市地域包括支援センター重点取組方針
- ・広島市認知症地域支援推進員重点取組方針